

鳥取縣公報

第千七百七十四號

昭和十四年十月二十一日

土曜 日

本書ノ大キサ國定規格A5判

告示

○鳥取縣告示第六百六十六號
 家畜傳染病豫防法第七條ニ依リ左ノ區域内ニ於テ飼育スル生後二ヶ月以上ノ豚ニ對シ豚丹毒豫防液ノ注射ヲ施行ス依テ右豚ノ所有者又ハ管理者ハ所定ノ時日場所ニ於テ注射ヲ受クベシ
 昭和十四年十月二十一日
 鳥取縣知事 副 見 喬 雄

注射月日	注射場所	注 射 區 域	時 刻
十月二十一日	戸別飼養豚舎	淀江町 所子村 高麗村	午前 午後五時
同 二十二日	同	春日村 巖村 日吉津村	同
同 二十三日	同	米子市	同
同 二十四日	同	彦名村	同

鳥取縣公報 毎週曜日發行 (休日ニ當リ) 昭和十四年十月廿一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可
 火金曜日發行 (休日ニ當リ) 昭和十四年十月廿一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可

同	二十五日	同	加茂村	同
同	二十六日	同	夜見村	同

鳥取縣告示第六百六十七號

「コレラ」豫防ノ爲左記ノ通縣令公布ノ旨山口縣ヨリ通報アリタリ

昭和十四年十月二十一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

山口縣令第八十五號

「コレラ」豫防ノ爲傳染病豫防法第十九條ニ依リ當分ノ間左ノ區域内海面ニ於ケル漁撈(海草、魚

貝類ノ採取ヲ含ム)游泳、海水ノ使用及海水ニ汚染シタル魚類ノ陸揚ヲ停止ス

本令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ料料ニ處ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

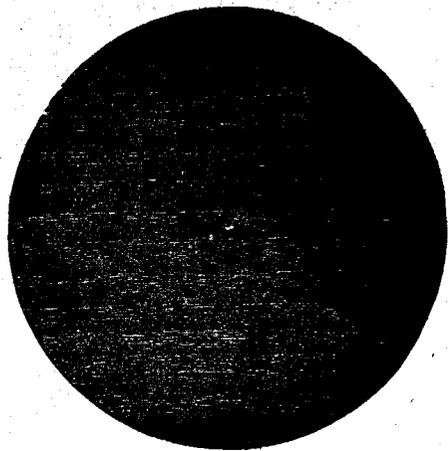
昭和十四年十月三日

山口縣知事 武 井 群 嗣

一 下關市黑崎ヨリ六連島北端ヲ經テ福岡縣戸畑市名護屋崎ニ至ル線及下關市神田川ヨリ滿珠

燈台ヲ經テ福岡縣門司市部崎ヲ見透シタル線内

事 變 特 報



舉國一致 盡忠報國 堅忍持久

彙 報 第二十六號

目 次

- 農地調整法について……………(規畫課) 五頁
- 鳥取縣漁業取締規則の改正……………(商工水産課) 九頁
- 農産資源開發獎勵規程の改正に就て……………(農産課) 一二頁
- 産業報國運動……………(保安課) 一四頁
- 既設體育運動施設の改良……………(學務課) 一七頁
- 中國各縣商業調查事務打合會……………(統計課) 一八頁
- 日本の金……………(時局課) 二〇頁
- 國民精神總動員文庫……………(社會教育課) 二二頁
- 正しい食米……………(衛生課) 二三頁
- 昭和十四年度鳥類羽毛蒐集に就て……………(保安課) 二七頁
- 錫の回收……………(時局課) 二八頁
- 乳幼児妊産婦健康相談所開設……………(社會課) 二九頁
- 紀元二千六百年記念論文懸賞募集……………(學務課) 二九頁
- 滿蒙開拓青少年義勇軍の傷病療養……………(社會課) 三〇頁
- 三朝溫泉療養所に修養慰安資料寄贈受理……………(社會課) 三二頁

金の死蔵をやめよ



農地調整法について

古より農は國の本である云はれて來たが、之は商工業が發達し都市が發展を見た今日に於

ても依然として眞實なることを失はない。即ち我が國內地について見るも其の總戸數の四割二分八厘に當る約五百六十萬戸が農業に依りて生計を樹て、國民の大部分の食糧を充し諸種の工業原料等を供給し、殊に生糸・茶等の如き我が國國際貸借改善上貢獻する所大なるものがあり又我國商工業者の市場として其の存立發展の基礎をなすのみでなく、其の子弟は國防の中堅をなし、商工其他各方面の人的活動力の源泉をなし、又健實なる國民思想の保持上重要な地位を占めつゝあるのであつて、農村は實に國家存立の基本的條件であり、其の人的及び物的資

源の源泉といふべきである。而してこの農業及び農村の基礎をなすものは言ふまでもなく農地であつて、其の面積の廣狹、所有關係、小作關係其他農地の各般の關係如何は單に直接農家の生活、農業經營と農村の社會經濟とに重要な關係を有するのみでなく、國家の全面的發展上非常に大きな關係を有するのである。

ついではこの農地關係の調整・改善に就いては農村の人々の自覺協調によつて之を實現すべきものが少くないのであるが、又政府に於ても各般の施設を講ずる要があるので、夫々事情のゆるす限り施設に努めつゝあるのである。殊に自作農の創設維持、未墾地の開發による自作農の創設補助、農村負債整理施設等により銳意對策を講じつゝあるのであるが、尙之と相俟つて法制の整備を要するものも亦尠くないので、昨年この農地調整法の制定を見るに至つたのである。

農地調整法については、由來農村の事情は各地各様である爲、詳細な點に互つて劃一的概括

的な規定をなすことは極めて困難な事情があるのに鑑み、實體的な規定は差當り其の根本的であり且つ普遍的な事項に關するものゝみに限定し、爾餘の詳細なる事項は之が規定を避けて、市町村と道府縣に農地委員會を設け、又調停の制度を整備して、此等の機能の發揮と關係者の互讓協調に依つて、各地方の實情と個々の場合の事情に即應し、具體的に適切なる處置をなし、農地關係の調整改善を圖ることとしてある。

今、農地調整法に規定してある主要事項について其の要旨を述べれば次の如くである。

第一、兵役其の他特別の事由により、所有地又は小作地を自ら耕作し又は管理することの出来ない農家の爲、其の申出に依つて市町村其の他適當な團體が、農地の管理を引受けて安全確實に之が保護・利用をなし又は之を買取り、自作農の創設其の他農地關係の調整の趣旨に副ふやう處理することになつてゐる。

第二、道府縣・市町村其の他適當なる團體が

農村の經濟更正を圖る爲、自作農を創設し或は自ら土地を所有して之を貸付くる場合に於て之に要する土地を取得し又は使用せんとするときは、行政官廳の認可を受け土地の所有者又は土地に關し權利を有する者に對して、土地の讓渡又は使用收益の權利の設定等の協議を求め得るものとし、右の目的を以て未墾地の開發をなさんとする場合に限り、協議が調はなかつたときには、土地收用法を適用して收用する途が拓かれた。

又地方に依つては農村の經濟更生上、土地の兼併或は土地處分の結果に依る小作爭議の惹起等の事態を生せしめぬやう特に考慮する必要もあらうから、行政官廳は斯くの如き必要のある場合に於ては、農地を處分せんとする者をして豫め市町村の農地委員會に其の旨を通知せしめることとし、農地委員會をして自作農の創設其の他適當なる處置を講せしめる機會を與へ得ることとした。

第三、政府の助成等に依つて創設又は持せ

られた自作地に付いて、其の所有者が行政官廳の認可を受けず此の自作地を讓渡し、又は之に物權を設定しても、法律上其の效力を生ぜざるものとし、此の自作地に關しては其の旨の登記を爲さしめて第三者に對抗し得る様其の保全に付遺憾なきを期した。

第四、小作關係に付ては小作農家の生業の確保及生活の安定の爲に

(一) 農地の賃貸借契約は登記が無くとも第三者に對し效力を有するものとし、賣買等により農地の所有權が移轉し、或は農地に對し抵當權其の他の物權が設定せられども、賃貸借契約には影響ないものとしてある。

(二) 農地の賃借人に、故なく小作料を滞納する等信義に反した行爲がある場合、或は地主が是非とも自作せねばならぬ場合又は宅地其の他別の用途に供するの必要がある場合であつて、且左様にすることが誰が見ても尤もである等正當の事由に因

り小作を繼續することの出來ない事情のある場合の外は、地主の一方的意志に依つて濫りに賃貸借契約の解約をなし、又は契約期間満了に際して契約の更新を拒んだりすることは出來ないものとする規定を設けられた。

(三) 尙農地の賃貸借の解約の申入、更新の拒絶等の場合には六月乃至一年前に相手方に申入れるものとすると共に、之を相手方に申入れると共に豫め市町村農地委員會に之を通知せしめ、之をして適當に斡旋協定せしめる等成るべく圓滑に推移する様考慮せられてゐる。

次に小作爭議が迅速に、簡易に、圓滿裡に而かも實情に即して合理的に解決せられることは常時に於ても必要とする處であるが、殊に今日の如き時局に於ては最も必要とせられる所であるから

(一) 小作爭議に關し公益上必要ありと認むるときは、小作官が小作調停法に依る調停

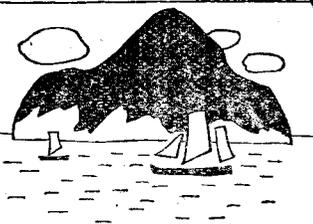
の申立を爲し得るものとし、裁判所も亦小作關係の訴訟事件を調停に付し得ることとなつた。

(二) 調停中は當事者をして調停の成立に副ふ様なさしめる爲に、裁判所が調停の爲に必要があると認めるときは、小作官の意見を聽いて調停前の措置として、或は檢見の爲に立毛の現狀を維持せしめ、或は小作料の保管を爲さしめ、或は又調停中の農地の耕作に付き適當なる命令を爲す等必要な命令を爲し得るものとし、調停の成立に資するやうにせられた。

(三) 尙調停委員會に於て努力しても調停が成立しない場合に、裁判所が其の事件に付て調停に代ふべき裁判を爲すことが相當であると認むるときは、小作官と調停委員の意見を聽き、或は必要に應じ農地委員會の意見を聽き、公平に種々の事情を考慮斟酌して最も實情に即した爭議の解決を爲す上に必要な裁判を爲すことが出

來るやうにしてある。
第五、小作關係以外の農地の利用關係に於ても、例へば相隣地の關係等に關して紛争を生ずる場合にも亦圓滿裡に、迅速に、簡易に、實情に即した合理的解決を爲す必要があるので、小作關係と同様に農地委員會をして之を處理せしめると共に、裁判所に於ても小作爭議と同様の方法を以て調停せしむる様調停の途を拓いた。
第六、市町村と道府縣に農地委員會を置くこととし、右に記した種々の事項の外に、自作農の創設維持、未墾地の開發、農地の交換分合、小作關係の調整其の他農地に關する各般の事項に關して、自治的實情に即した處理を爲さしめることとなつてゐる。

() () () ()



鳥取縣漁業取締規則の改正

去る十月十日を以て新しい本縣漁業取締規則が公布せられて、同時に大正十四年四月以來實施せられてゐた分が廢止になつた。新規に依つて改正せられた主なる點は左の通りである。

- 一 中海及び境水道に於ける囊網漁業及びげんしき網漁業が近年著しく増加し、船舶航行上にも危険が伴ふので之等の漁業は今後知事の許可を要することとなつた。
- 一 濫獲防止のため一部の者に投網の使用を禁止することとなつた。これは逐年投網を使用する者が多くなつて、酷漁濫獲の虞があるので一部の者に之を制限することに依つ

て些かでも魚族の濫獲を防がうとするものである。

- 一 視水器(俗に云ふ水鏡)又は水眼鏡を用ひて漁獲することも亦魚族の濫獲に陥ることとなるので之を禁止することになつた。但しこれは鮎を目的とするものに限られてゐる
 - 一 縣下智頭川筋、八東川筋、千代川筋に於て禁漁區六ヶ所を設けられた。これはこれ等の河川にある堰堤附近には魚族が蟄集するので一舉に濫獲される傾向があるため禁漁區としたものである。
 - 一 千代川筋叶裏はあゆ、うぐひ等の産卵場として最適の地である爲、この區域の砂礫を採取することを禁止された。
 - 一 化學工業及鑛山業の發達に伴つて水質を汚濁せられることが多いため、魚族の蕃殖保護上今回新たに水質汚濁防止に關する規定が設けられた。
- この際、該漁業取締規則中の一般的に知つて置く必要があると思はれる點について、その概

要を記して参考に供することとする。

漁業權又は入漁權に依つて爲す場合の外は、左に記す漁業は知事の許可を受けなければならぬ。

- 1 地曳網、船曳網、手繰網、打瀬網、笄網、四手網、鵜川、囊網、げんしき網による漁業。
- 2 いわし、さば、あぢ、まぐろの巾著網漁業。
- 3 いたやがひ(方言はたてかひ)の桁網漁業。
- 4 さばの縛網漁業。
- 5 いわし、さばの揚繰網漁業。
- 6 ぼら、とびうをの旋網漁業。
- 7 いわし、さば、かに(すわいがに、たらばがに「方言がさみ」、とびうを、わかさぎ、いな、せいごの刺網漁業。
- 8 いわし、さばの流網漁業。
- 9 こひの張網漁業

△

漁業に非ざる者は左に掲げる漁具漁法に依るの外、水産動植物を採捕することはならない。

- 1 竿釣及手釣。
- 2 四手網(中海では方四・五米未満、其の他では一・二米未満のものに限る)
- 3 攔網(湖山池東郷湖を除く)
- 4 ちび伏攔網。
- 5 叉手網(網裾一・五米未満のもの)
- 6 鎌及挾線器(肥料糞採取に限る)

△

左に掲げる水動物は之を採捕し、所持し又は販賣してはならぬ。

- 1 あわび殻長九糎未満のもの
- 2 うなぎ、全長三十糎未満のもの
- 3 いたやがひ、殻長七・五糎未満のもの
- 4 ます(にじます、かほます、いわな「方言たんぶり」、やまめ「方言ひらめ」、全長十五糎未満のもの。

△

次の水産動植物は左記期間之を採捕し、所持し又は販賣してはならぬ。

- 1 あわび 九月一日より十二月三十一日までの間
- 2 あゆ 二月一日より五月三十一日まで及十月一日より十一月十日までの間
- 3 ます(ほんます、にじます、かほます、いわな、やまめ) 二月一日より三月三十一日まで及十月一日より十一月十日までの間
- 4 さけ 十一月十日より十二月五日までの間
- 5 いたやがひ十一月一日より三月二十日まで
- 6 すわいがに 二月一日より十月三十一日までの間

雄(方言まつばがに)四月十五日より十月三十一日まで

- 7 てんぐさ 一月一日より六月五日までの間
- 8 いぎす(一名るご) 五月一日より七月二十四日までの間

△

次の漁具漁法によつて水産動植物を採捕することはならぬ。

上り瀬、サガリ漁及張待網(河川湖沼に於けるもの)連翼索、曳網(河川に於けるものであつて網目六糎未満のもの)、あゆ張網(掛網、張投げ網、追ひ掛を含む)、打瀬網(中海に於けるもの)、鵜使、川干、フナヤ、水中に電流を通じて爲す漁法、あゆ流釣(方言ナグリ)、堰漬(河川に於けるもの)、火光其の他の照明を利用する投網漁法(天神川及其の支流に於けるもの)、覗水器又は水眼鏡を利用してなす漁法(あゆを目的とするもの)。

△

縣下に於ける禁漁區は湖山池に三、智頭川筋

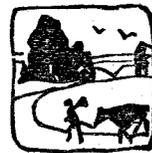
に四、八東川筋に四、千代川筋に二、袋川筋に一、湖山川筋に一、竹田川筋に一、東郷川筋に一、日野川筋に五、法勝寺川筋に一が設定せられてゐるが、これ等の地域に於ては水産動植物を採捕し、又は魚類を他に散逸せしめてはならぬ。

△ 千代川筋叶裏は従来あゆ、うぐひ等の産卵場として最適の場所であるので、鳥取市大字叶に於ける源太橋より下流三百米の線より下流千二百米に至るまでの區域に於て砂礫を採取することを禁止された。

△ 近時化学工業及び鑛山業の發達に伴つて水質の汚濁されることが多いために魚族の蕃殖保護の上から、今回の改正によつて水産動植物に有害な物を遺棄し、又は之を漏泄する虞のある物を放置する事が禁せられ、又知事に於て必要ありと認められた場合には、之等の物の遺棄又は漏

泄について必要な除害設備の設置を命じ、又は既に設置せられてある除害設備の変更を命ずることゝなつた。

△ 尙該規則に違反した者に對する罰金、拘留、科料又は漁獲物・製品・漁具の沒收及追徴についての規定は従前の通りである。



農産資源開發獎勵

規程の改正に就て

政府に於ては昭和十三年七月九日農林省令第三十一號を以て農産資源開發獎勵規則を制定し軍需品及生活必需品たる農産資源の充實を圖り國際貸借を改善し、豫ねて農林振興を畫策しつゝあるので、本縣に於ても政府の方針に順應し和十四年三月十日鳥取縣告示第百五十二號に

よつて農産資源開發獎勵規程を定め、之等農産物であつて從來其の増殖を獎勵中のものに付ては之を擴充し、尙新に農産資源開發に關する計畫を樹て、之が施設の契勵を行つてゐることは既記の通りである。

然るに更に時局の推移に伴ふ酒精原料甘藷及び大麻の急激なる需用増加に對應し、之が増産を圖るは我が國策の遂行並に農家經濟の安定上最も急務であるので、之が施設の獎勵を行ふ爲去る十月七日、鳥取縣告示第六百五十一號を以て農産資源開發獎勵規程を改正し、之が獎勵施設の徹底を圖ることゝなつた次第である。

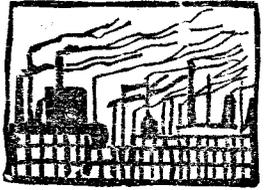
其の新助成事業は

- 一 酒精原料甘藷の共同育苗圃及び之に伴ふ巡回指導事業助成
 - 二 大麻種子購入の助成
- であつて、共同育苗圃に對しては一坪七十錢以内、巡回指導の爲設置する指導員に關しては一人十圓以内、大麻種子の購入に在りては種子購入費の二分の一以内一反歩五圓以内の補助金を

交付する。但し次の各號に該當するものであることを要する。

- 一 酒精原料甘藷の共同育苗圃及び之に伴ふ巡回指導は
 - 1 酒精原料甘藷の共同育苗圃は、市町村農會に於て直接又は市町村農會の委託に依り、農事實行組合其他適當なる團體に於て管理經營するものたること
 - 2 酒精原料甘藷の共同育苗圃の面積は一ヶ所十坪以上たること
 - 3 酒精原料甘藷の共同育苗圃に用ふる品種は縣に於て適當と認められたものであること
 - 4 共同育苗圃に於て育成したる苗を以て生産した甘藷は總て酒精原料として之を供出せしめること
 - 5 酒精原料甘藷の共同育苗圃の巡回指導は市町村を區域とする指導員をして之に當らしめること
- 二 大麻種子の購入助成は

1 大麻種子は縣の獎勵系統であつて縣の
 斡旋したものであること



産業報國運動

一君萬民の日本

時局に伴つて國民の國家的自覺は著しく旺盛となり、各方面に於ける我が國の美風が至る處に顯現せられてゐますことは實にお互日本人として嬉しさと誇らしさに堪えないところであります。

大体日本人は、國初以來 皇室を中心とする全國一体の大日本帝國臣民でありますから、すべての日本人の行動は皆 天皇陛下のおんため大日本帝國の爲に生き、我が日本國を盛にすることによつて吾々個人も國の隆昌と共に榮えて行くものだと思ふ自覺の下に生活して來たものであります。

それが恐れ多くも 皇室の御光を蔽ふ武家政治七百年、特に徳川時代の政策たる「國民は依らしむべし知らしむべからず」と云ふ主義で治められた三百年に近い歴史の後に、急激にはいつて來た明治時代の西洋思想の爲に禍せられて、西洋流儀な個人主義、利己主義の思想が國內にしみわたたり、一時は所謂思想國難と呼ばれる時代をさへ現出したのであります。

しかし日本人の血の中にはやつぱり、皇室中心一心一体の傳統的精神が流れてゐます。機會に逢へば勃然として日本人としての本領が現はれて來るのであります。經濟問題・労働問題に對しましてもこの通りなのであります。

勞資關係の一体性

そも、労働と資本との關係にしましても決して利害相反すべきものではありません。すべて事業は事業主と従業員とが各自の職分に依つて結ばれた有機的倫理的な協同体であることを本質とします。

事業をするについての労働と資本とは、本來別々な二つのものが偶々利害の一致といふ功利的な媒介物によつて結び合はされて、偶然一場所、雑居してゐるといふものではないのであります。あたかもそれは人の身體に於ける頭と手足のやうなものでありまして、もとより別箇な存在ではありますけれども、それは職分についての違いでありまして、兩者が相合して一つの事業体といふ同一物を構成してゐるものであります。それはお互に他を包攝し合ふ關係であり、一方の悩みは同時に他方の悩みであると共に、他方の喜びは又一方の喜びでなければならぬものであります。所謂二にして一、一にして二の關係、即ち一体一如の關係に他ならぬのであります。

誤れる勞資問題

然るに西洋の個人主義思想はこの労働力を一つの商品と考へて、賣手たる労働者はこれを少しでも高く賣らうとし、買手たる事業家はあ

くまでこれを安く買はうとする結果、勞資の關係が所謂食ふか食はれるかと云ふ仇敵關係に置かれ、遂に社會を以て資本家労働者の二大階級の方と力による闘争の修羅場であるとなし、かかる階級闘争の進行過程が歴史の進展であるとなすやうな思想すら發生したのであります。この種の思想は全く社會存立の原理を無視するものであるばかりでなく、一君萬民の本義に基いて大和を以て民族發展の生命とするわが國情とは絶対に合致しない危険な思想であることは敢へて云ふまでもない事でありまして、

事業家が事業を經營するのは全く従業者の勤勞のお蔭であり、従業員が職を得て一家を支へて行くのは又、一に懸つて事業家が事業を經營する賜でありまして、事業の繁榮がなくては將來の幸福は望むことは出来ません。兩者は決して利害相反するものではなくて、相互依存の關係に立つべきものであるのであります。

産業報告の思想

勞資相互の關係が一体一如のものであるべきことは右に述べた通りであります。勞資關係を規律する基調は決してこればかりではありません。そこにはさらに根本的な、更に崇高な絶對的指導原理が存在しなければなりません。それは産業報國の大精神であります。

産業は決してこれに従事する勞資各自の生活の利益の爲にのみ存するものではありません。産業窮極の使命は、これに依つて國民の厚生と國力の充實とを圖り、以て皇國の隆昌、民族の發展を期せんとするにありませぬ。かゝる使命の達成のためにこそ勞資は一体一如となつてその本分を盡さねばならぬのであります。産業のこの大使命を忘れて、たゞ單に事業内に於て勞資一体の精神を發揮すると云ふに止るならば、それは勞働と資本の兩者が相率ゐて共同の利益を追求するといふことになりまして、組織的な大規模な利己の集團を形成すると云ふに過ぎませぬ。

産業によつて國家の爲につくす、即ち産業報

國の精神こそ、まづ何よりも根本的であり第一義的なものであります。産業報國を窮極目的とする勞資一体の精神こそ勞資各々よつて以て自己を律すべき永久不變の指導精神でなければならぬのであります。

産業報國聯盟

昨年厚生省並に内務省に於て「勞資關係調整方策要綱」を決定せられて、全國的に産業報國聯盟を結成し、これが運動の普及徹底に努められつゝあるのは全く以上述べた精神に基くのであります。その綱領に

- 一 我等産業人は國體の本義に則り産業の國家的使命を體し全産業人の協力に依り産業報國の實を擧げ以て皇運扶翼の使命を完うせんことを期す
- 一 我等産業人は産業は資本、經營、勤勞、三者の有機的に結合せる一体なる事を確信し事業者は至誠を以て經營指導の任に當りて従業員の福祉を圖り従業員は忠實に其の職

分を盡し勞資一体事業一家の實を擧げ以て産業の健全なる發展を期す
と記されてあるのは即ちこの精神を述べられたものであります。

わが國に於ける主立つた労働團體の各派いづれもその趣旨に賛同して進んでこれに参加し、地方に於ける全國産業團體聯合會を始め、各種の産業團體も相共にこの中央機關に参加しつゝ、ありますことは、實にわが國にして始めて見られる美點でありまして、眞に我が國體の立派な現れとしてお互に喜びに堪えない處であります。吾々すべての産業人は常に産業報國の大精神を基調として、勞資相協調してわが國産業の發展を期すると共に、小にしては自家繁榮の基礎を築いて行き、同時に産業によつてわが帝國の隆昌を圖つて行くこと云ふ産業報國の信念を堅持して、銃前銃後一体となつて東亞新秩序の建設の大業に勇往邁進したいものであります。

x x x



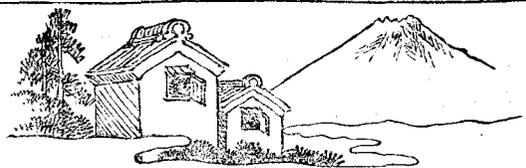
既設體育運動場 施設の改良

厚生省では一般國民體位の向上を期する爲體育運動場設置の普及を企圖してゐるのであるが我が國現下の状態としては急速に之等の整備充實を圖る事は困難なので、さしあたり應急的對策として既設諸施設の有效適切なる改良によつて、その利用効果を高度に發揮せしめて體育運動施設の不備を緩和することとし、本年度に於て本縣に補助金壹千五百圓を交付せられることとなつた。よつて本縣ではこれが施設改良をなす市町村補助に金を交付することとなり、左記十五町村にその改良施設費の二分の一以内を補助して施設改良を行はせることとなつた。その施設市町村及び施設概要は左の通りである。

00130

日本の金

△我が國の産金



戦争をするにはどうしても金が必要とはいけません。國內使用の爲には銀貨・白銅貨・青銅貨・ニッケル貨・アルミニウム貨又は紙幣等通貨として便利でさへあれば何でもよいのでありますが、いざ外國との取引となると金でなければ價值がありません。大昔の人間は石ころや貝類を以て通貨としてゐたのでありますが、いろいろ時代を経るに従つて變つて來て、最後にメキシコと支那が銀本位國として残つてゐたのでありますが、今では世界各國すべて金貨本位國として、金貨でなければ對外的には使へないことになつたのであります。

日本は元來金は澤山産出した國でありまして

奈良の大佛は銅と金で作られたのであり、マルコポーロの東方見聞記にも日本に金が多く産出することが記されており、コロンブスのアメリカ発見も金があると云ふので日本を捜す途中間違つてアメリカへ行つたやうなわけでありまして、外國にも日本には金であると盛に傳へられてゐたのであります。たしかに日本には金がありました。

戰國時代の大名も戦争の爲にこの金を集中することに非常に苦心したものであります。秀吉の如きは實に金集中の成功者であつたのであります。聚樂第の内二町の間の白州の左右に金を積んで大名をその真中を通して金を掴んで與へてその威力を示したといひます。

徳川家康が佐渡の金山を開發したことは有名であり、毛利氏の中國一帯の砂金、島津氏の薩摩の金山、いづれも封建時代の大名の金集中の好例であります。鎌倉時代の藤原氏三代の榮華も奥羽の砂金の集中によること想像に難くありません。このやうに日本には實際金はたくさん

00131

あつたものであります。

△金の國外流出

この金が徳川時代から明治初期に盛に國外に持ち出されました。當時の日本人はとも金に對する經濟的な考が足りなかつた爲に、金を以て銀に取り替へたのであります。今から云ふと金は銀の百倍もの價值があるのに、當時の日本人は金と銀とを十六倍で取り替へたのであります。

このやうなことは明治初期だけではなく、最近まで日光に參詣する西洋人が盛に鼓を買ふたのであるが、それは日本の鼓の中には金の螺旋が巻いてあつてよい音がするのであるが、西洋人が鼓を買ふのはその中の金を取る爲であつたと云はれ、また明治三十年近くまで足尾の銅を西洋人が多少高く買つたのも、その中に含まれてゐる金を取る爲であつたといはれます。實に情ないことでありました。

次に最近大きく金を外國に出したことが三度

ありました。第一は關東大震災後、一年に七億三千万圓出して、復舊のため各般の資材を買つたのであります。その次は昭和四、五年の金解禁、これで當時の價一匁五圓で二十億圓出したのであります。今日の値にすると約三倍になつてゐます。第三回は今度の支那事變で、昭和十二年に八億六千万圓持ち出しました。それを持つて行かないと戦争の物資資材が買へないからです。昨年日本銀行から爲替準備のために三億圓の金貨の外なほ或る數量を輸出しました

△現在の金集中方策

このやうに日本の金は非常に減少して居りますので、これ以上減らすことは絶対に出来ない。そこで現在政府では、國內消費の爲には外國品は使用しないし、輸入したものは輸出品の原料として使ふ。但し戦争の爲には外國産のものでも使はねばならぬ。と云ふ建前で金の海外流出を極力防ぐと共に、國內の金を集中し、且つ國內産金の増額に努めてゐるわけでありませ

木綿物や毛織物、金屬類、砂糖其の他の配給統制も、販賣價格の統制も皆この目的を達成する爲であります。

かうした統制經濟は國民の生活上にいろ／＼苦痛の伴ふことは當然であります。日本の目下の状態では度々云ふやうにこの際この苦痛に耐へてがんばつて行かなければ、この戰爭を遂行して東亞新秩序の建設をしどげることは出来ないであります。國內の金をこれ以上減したから國家財政の危險を誘發しかねないのであります。是非綿や毛や其の他の輸入品を使はないでスフの織物は不充分でも辛抱して國內の金を減らさないやうにし、その上戰爭遂行の爲に要するものは外國からの輸入品でも使はねばならぬから、これに在る國內の金を殖す爲には外國から買入れた綿は全部外國輸出の原料として使つて、その製品は全部外國に賣つて外國から金を取り入れねばならぬのであります。それに國內の産金も漸次増加しつつあります。滿洲及北支の開發による生産擴充計畫も着

々進んでゐますので、近いうちには全く日滿支共同のブロック經濟が自足自給し得るに至るのであります。

吾々國民はこの新しい東亞の建設、我が國の大陸政策の爲にはどんな苦勞をしてもそれに打ち勝つて輝かしい將來を築かねばならぬのであります。



國民精神總動員文庫

時局の進展に伴ひ、全國民がその心を一にして長期作戰・長期建設に邁進しなければならぬのであるが、この爲には彌々從來よりの國民精神總動員運動を深化徹底せしめる必要がある。依つて文部省ではこの運動強化の一方策として讀書による國民の認識徹底を期し、今回本縣に對しても圖書購入費が配當せられたので、縣ではこれを鳥取中央圖書館に委託して經にこれ

に要する圖書を購入し、一般の閱覽に供することゝなつた。

圖書館では從來の巡回文庫に加へてこの國民精神總動員文庫を巡回することになつてゐるから一般の利用を希望する次第である。

× × ×

食米の營養分比較

(有本邦太郎博士)



正しい食米

(白米食問題の三)

△玄米、半搗米の營養的價値

玄米は各種の營養素を豊富に含むものであります。其の消化吸収は佳良とは謂ひかねます。又その炊飯法、食味、食事に要する時間等に於て一般向でない缺點があります。

種別	水分	粗蛋白質	粗脂肪	含水炭素	灰分
玄米	一五、五二%	八、〇六%	三、〇二%	七二、一六%	一、二四%
胚芽米	一五、〇二%	七、九九%	一、六〇%	七四、五六%	〇、八三%
七分搗米	一五、一六%	七、五四%	一、〇〇%	七五、九一%	〇、六九%
無砂白米	一四、〇九%	六、七二%	〇、六〇%	七八、二五%	〇、三四%
混砂白米	一五、〇三%	六、〇八%	〇、三一%	七八、三六%	〇、二三%

飯の消化吸収率

(藤卷、有本兩博士)

種別	粗蛋白質	粗脂肪	含水炭素	粗纖維	灰分
玄米飯	七〇、八五	三四、七二	九七、三七	五二、一〇	六三、二五
白米飯	八一、九二	八二、八二	九九、〇五	七五、九〇	八六、四八
胚芽米飯	八〇、八〇	八三、七〇	九九、七〇	省略	省略

次に玄米飯吹炊者の奨励してゐる方法を見ると凡そ三種類あります。

其の一は 所要量の玄米を炊飯の前夜から水漬し置き、翌朝全部を流却し且つ強力を加へてザク／＼と威勢よく摩擦し、白色の糠水が全然出なくなるまで淘洗した後炊飯して之を玄米飯なりとなすものでありまして、このやうな玄米飯は、前夜からの漬水中にビタミンBや蛋白質等の栄養分の大部分は浸出して居たものが流却されて殆ど残存せず、強力で摩擦された爲外膜糠は流失し、胚芽及胚乳の一部も流却されてゐるから栄養素の點から云ふと殆ど混砂精白米で

ありますが、夫に比べて砂のない位が利益だと考へられます。

其の二は 玄米を無砂搗米を炊飯する様に僅に一、二回の水洗後高壓釜で炊いた玄米飯を、栄養分は多く食慾は亢進し便通も亦良好であると推賞するものでありますが、之は外膜殊に糠中の纖維素である不消化分が多い爲、腸は蠕動を亢進し飯や副食物の充分吸収される前に多量の糞便として排泄せられ、カロリー不足の爲に食量を多量に採らねばならず、且つ夏は腐敗しやすいのであります又この種の玄米飯は便秘癖のある老人、座業者、運動不足者には纖維素が

一種の緩下劑的に作用するの、實用されますが青少年や腸の弱い者には有害であります。

其の三は 徳川時代前の玄米炊飯法で前二者を混用したものであります即ち炊飯の前に人力にて無砂搗精し、且つ麥を加へて重湯を溢失して栄養分を失はぬことに留意して炊飯し、殊に之が腐敗せぬ様に細心の取扱がされて居たのであります。

△正しい食米とは

- 第一 絶對無砂搗精米であること
 - 第二 胚芽米か若は七分搗米であること
- 則ち食米改善は此の二大眼目を標的として行はれなければならぬのであります。

△胚芽米とは

胚芽米と云ふのは米の芽即ち胚芽胚子とも云ふのを残すことを主眼として搗精された食米であつて、普通は米百粒中六十粒以上の 芽を有する米があるやう搗精された食米であることを必要とします。米の芽が多く残つて居るもの程

蛋白質、脂肪、糖、ビタミン等必要な栄養分も豊富に含まれて居るのでありますから、普通混砂搗米は米の芽が皆抜け落ちて、其の部分が半月形に凹んで居り、従つて栄養分も著しく少いものであります。胚芽米は 芽を成るべく毀損せず米粒百中胚芽を殘存するもの八十粒以上となるやうに精白されたものは最も良質のものとしてゐます。この米百粒に對し胚芽を保有する米粒の數の割合を胚芽の殘存率と云ふのであります。胚芽米の栄養價は混砂精白米に較べて蛋白質、脂肪、無機質等が豊富であつて、然かも其の消化及吸収は白米と同様良好なものであります。

△胚芽米のビタミン効果

胚芽米食は白米を主食とすることによつて起る栄養缺陷中最も顯著にして且つ國民の保健上極めて重大な關係を有するビタミンB1の缺乏即ち脚氣病に最も合理的且つ實現性に富む型式で豫防する優秀第一の方法であつて、尙胚芽

米には豊富なビタミンB1の外に微量ながらビタミンA、B2、D、E及び鐵、磷、銅、マンガ蛋白等を補ふのでありますから、國民擧つて胚芽米や七分搗米を常用すればその翌日から乳幼児の健康は高まり初め、併せて脚氣病が減じ、國民の體位は向上し得るのであります。

又人に對しビタミンB1の純結晶を一日一〇ミリグラム宛服用させれば脚氣は數日の内に治癒せしめ得るのであります。米の胚芽一〇グラム中にはビタミンB1が略一〇〇ミリグラム含有して居りますから、良質の胚芽米を一日

無砂七分搗の榮養價比較

(玄米一〇〇瓦より七分搗米九四、三六瓦を得)

(榮養研究所 佐伯博士)

種 類	蛋 白 質	脂 肪	無 機 鹽	ビ タ ミ ン
無砂七分搗米	實量六、八一瓦 (七、二三)	〇、四八 (〇、五一)	〇、八五 (〇、九〇)	〔ビタミンB2 ビタミンB1〕
混砂精白米	實量六、四九瓦 (六、九九)	〇、三八 (〇、四二)	〇、四三 (〇、四六)	ビタミンB1痕跡

二合内外食すれば脚氣病は豫防も治療も食米だけの問題で解決が充分に出来るのであります。

△無砂七分搗米とは

國立榮養研究所長佐伯矩博士が標準精米として推奨のもので、除糠七割、絶對無砂搗の米であつて、如何なる精米機でも各種の食米を簡易に搗精し得られるのでありますから、農山村其の他到る所大多數の人に供給することが出来るのであります。其の榮養價は次表の如く豊富であり新陳代謝も良好であります。



昭和十四年度 鳥類羽毛蒐集に就て

支那の戦地にある我が忠勇なる將兵は轉戦又轉戦、各地に輝かしい戦果を収めて居るのであります。これら將兵は又々聖戰第三年目の酷暑を迎へんとして居ります。

我々銃後にあるものは將兵に對して武運の長久を祈り、充分聖戰の目的を達成して頂きたいと念願して居るのであります。それについてはこれから愈々零下何十度に達する酷暑に入り奮戦される將兵に對して暖衣を送ることは、我々銃後國民の務ではないでせうか、故に本年度は前年度にも増して更に鳥類の羽毛蒐集に努め鳥類の羽毛は全部軍部へ獻納して頂きたいと思ふのであります。

前年度に集つた羽毛の中には、翼や尾羽の硬羽が混つてゐたり、むしり方の不完全なものが少くなかつたのであります。銃後の赤誠披瀝を

膚強化するために、羽毛は本年からは全部軍部へ獻納されたいのであります。悪い羽毛では折角獻納しても使用不能になりますので、頭から背中、及び腹部一帯にかけてむしり、翼、尾羽等の硬羽は羽蒲團には不向でありますから袋に入れぬやう、又むしる時羽根に皮膚の附着したものと血でよごれたものは必ずこれを取除きしめつた羽毛は腐る虞れがありますから乾してから送る様にしてほしいのであります。鳥の種類によつては羽蒲團としての性質が違ひますので、次の三種に分けて別々の袋に入れて送つて頂きたいと思ふのであります。

一 鴨類

カモ、ガン、アイサ、アハウドリ

二 ツグミ及び小鳥類

ツグミ、シロハラ、マミチヤジナイ、ヒヨドリ、シメ、イカル、イスカ、マシコ、アツトリ、ヒワ、カハラヒワ、ウソ、スズメ、ニウナイスズメ、ホホジロ、ミヤマホホジロ、アラジ、クロジ、カシラダ

カ、ノジコ 三 雉、山鳥類及び雜鳥

キジ、ヤマドリ、ウ、ゴキサギ、アラサギ、フシ、クマタカ、ハヤブサ、ミサゴウヅラ、エゾヤマドリ、コジユケイ、クヒナ、バン、ダイゼン、ムナグロ、チドリ、シギ、ハト、カラス、カケス

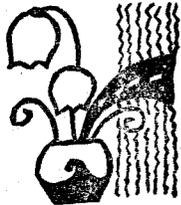
尙ほむしつた羽毛は袋に入れ、口を糊で貼つて糸で結び、近くの警察署内の獵友會へお出し下されば、警察署はこれを縣保安課内の縣獵友會へ送りこゝで更に大日本獵友會へ送り、一括して軍部へ獻納することになつて居ります。袋には鳥の種類、住所氏名の二點を明記して下さい。



錫の回收

錫の一般家庭廢品としては、齒磨・繪具・藥品等のチューブや羊羹・チョコレート其の他の菓子包装錫箔、錫器物の廢品、罐詰空罐、牛乳瓶やビール瓶等の口金、ブリキ玩具等多數にある。錫は銅と合金にすれば青銅となり鋼鐵と合すればブリキとなり、防濕防蝕用としては鍍金さものであつて、我國では平時でも從來ざつと年額一萬噸の錫が必要であるのに國內生産は約一千八百噸しか生産されず、廢品から回收される總額も二千噸内外と見られ、昭和十一年には四千六百噸も輸入せられてゐる有様であるから錫の代用品を使ふことを考へる一方極力廢品の回收に努めねばならないのである。

家庭から屑屋を経て回收された錫廢品は官廳各工場や一般工場等から集められた廢品と共に再生工場に送られて還元熔解又は電解せられて錠・棒・箔となり、半田・減摩合金・可熔金又は鹽化錫とせられて再使用に供せられるのである。



乳幼児、妊産婦の健康相談所開設

鳥取縣社會事業協會では、時局柄は本人はたゞの一人でも決して身體を粗末にしてはならない。殊にこの事變以來は格別に「小さい赤ちやん」の生命を國の寶として出来るだけ之を保護し大切にしなければならぬと云ふ見地から、今回乳幼児、妊産婦の健康相談所を來る一月一日から左記六ヶ所に開設することになりました。

この相談所は乳幼児(小學校へ入學するまでの乳幼児)及び妊産婦(やがてお産をなさらうとする方、又は近くお産をなされたお母さま)の方々のため育児上の指導を始め母體の保護等健康上色々な相談に無料で應ずることになつて居りますから遠慮なく利用せられたい。

尙ほ同相談所では本相談所設置以外、他町村の便宜を圖り隨時醫師、及び産婆看護婦各一人

を各地の需に依り巡回出張せしめ、臨時相談所を開設することにもなつて居りますから希望者は豫め協議ありたい。

一場所

- 日本赤十字社鳥取支部病院—毎週木曜日(午後一時より三時まで)
- 鳥取市立病院—毎週水曜日(同)
- 倉吉厚生病院—毎週水曜日(同)
- 倉吉町北岡病院—毎週金曜日(同)
- 米子病院—毎週水曜日(同)
- 米子市博愛病院—毎週木曜日(同)



紀元二千六百年記念 論文懸賞募集

今般文部省教學局では、聖戰下皇紀二千六百年を迎へんするに際し、皇國民たるの自覺を強化し、興亞精神の確立を期し、以て皇國の世界

的使命の達成に資せんがため學生々徒、教職員その他一般より眞摯熱意ある紀元二千六百年記念懸賞論文を募集することになった。

論文題目及び応募資格は

イ 皇國日本の進むべき道

(教職員その他一般)

ロ 皇國の使命と青年學徒

(學生々徒)

の二通りとなつて居り、應募上の注意として一人一篇に限られ四百字詰原稿用紙五十枚以内、住所、氏名、年齢及び職業、(學生生徒教職員は當該學校名)を別紙に明記して添付し、原稿は封筒の表に「應募原稿」と朱書して文部省内教學局指導部普及課に郵送することになつてゐるが、賞は左の如くである。

イ 教職員其他一般の部

入 選 文部大臣賞

副 賞

一〇〇〇圓(國債) 一名

選外佳作

賞

ロ 學生々徒の部

入 選 文部大臣賞

副 賞 五〇〇圓(同) 一名

選外佳作 五〇圓(同) 二名

尚ほ締切は十一月三十日限りで(當日の消印あるものは有効)發表は官報、週報に明十五年の紀元節前後に行はれる豫定である。



滿蒙開拓青少年

義勇軍の

傷病療養

滿蒙開拓青少年義勇軍が渡滿後傷病を受け、

或は疾病に罹つた場合、之が療養に付き滿洲拓植公社より爾今之等青少年義勇軍の傷病療養を左の通り行ふこととなつた旨縣社會課に通知があつた。之がため將來新たに滿蒙の曠野に新天地を築かんとする青少年義勇軍は安んじて渡滿することが出来る譯である。

一 原則として現地に於て療養を加へ治癒せしむること

但し特別の事情ある時は内地に送還し療養せしむることを得

二 前項内地歸還に當りては旅費實費支給の外看護員附添其他適當の方法を講じ遺憾なきを期すること

三 内地に送還し療養せしむる場合に於ては病狀に依り左記標準に依る療養費を本人居住地の市町村長を通じ交付するものとする

但し公務に因る傷病に對しては治療費全額を支給し、又病狀に依り本標準最低額を要せざる場合は右療養費の支給は之を

必要額に止むることを得

重きもの 百圓

中位のもの 七十五圓

輕きもの 五十圓

X X X



三 朝 溫泉

療 養 所 に

修 養 慰 安

資 料 寄 贈 受 理

ラヂウム含有量世界一、風光明媚の幽境にして溫泉王國鳥取縣の誇りの一つである東伯郡三

